

名家連ニュース

令和元年5月17日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 613号

◇ 障害者手帳、厚労省「4月からカード化解禁の省令公布」 ◇

厚生労働省が省令を公布した。身体障害者手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳のカード化を4月1日から認める。根本匠厚労相が閣議後の会見でこの件を取り上げ、「障害者の利便性の向上につながる」「駅などの公共交通機関で提示しやすくなる」と説明。「発行主体となる自治体は、カード化に向けた検討を積極的に行って欲しい」と対応を呼びかけた。

カード化は義務ではない。個々の自治体が、当事者のニーズなどを踏まえてどちらか選択できるようになる。本人や家族が希望すれば、紙製の手帳をこれまで通り使い続けていくことも可能だ。療育手帳は今もカード型にすることができるが、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は今回が初めて。



厚労省は既にカード型の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のイメージ(様式例)公表している。素材はプラスチックを想定。クレジットカードやSuica、運転免許証などと同じ、一般的な財布に入るお馴染みのサイズだ。コンパクトで持ち運びに便利、耐久性が高いなどのメリットが見込める。

おもて面は顔写真付きで、氏名や生年月日、障害名、障害程度等級などが記載される。うら面の備考欄は住所変更時などに使う。

マイナンバー制度の導入などにより、自治体が必要な情報を効率的に得られる環境が整いつつあることも背景の1つだ。実際にカード化するかどうかはあくまで本人・家族の希望次第。厚労省は社会保障審議会・障害者部会で、新年度から導入を可能とする案を示し了承を得ていた。

(JOINT介護のニュースサイト)

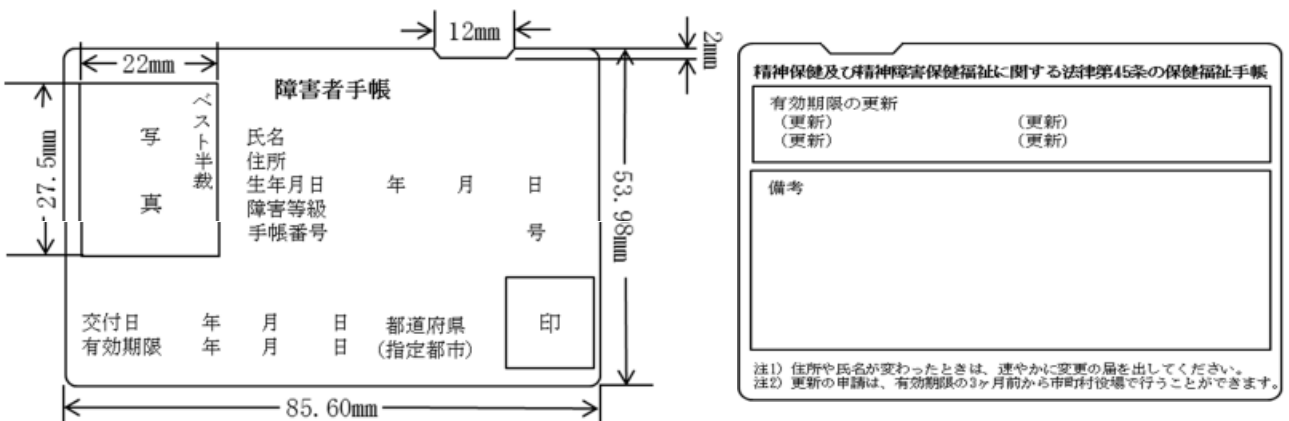
☀ 精神障害者保健福祉手帳 カード型のイメージ ☀

厚生労働省社会・援護局/障害保健福祉部企画課

第93回(H31.02.22) 社会保障審議会障害者部会提出資料

表面 ・手帳所持者の基本情報を記載
・券面には「障害者手帳」とのみ記載

裏面 ・有効期限の「更新日」を記載
・備考欄は「住所変更時」などに使う



恣意的(しいてき)な解釈を防止 障害者雇用の改正案を可決

2019年5月10日 NHK NEWS WEB

中央省庁による障害者雇用の水増し問題を受けて、障害者を採用する際に基準を恣意的(しいてき)に解釈することを防ぐ対策を盛り込んだ法律の改正案は10日、衆議院厚生労働委員会で採決が行われ、全会一致で可決されました。



中央省庁による障害者雇用の水増し問題を受けて、政府が提出した障害者雇用促進法の改正案は中央省庁や自治体による恣意的な判断を防ぐため、採用する際に障害者手帳などの書類による確認を義務づけるとともに、こうした手順が守られていない場合は厚生労働省が勧告を行うことができるなどとしています。

改正案は10日、衆議院厚生労働委員会で質疑ののち採決が行われ、全会一致で可決されました。

また委員会では、政府が急速に採用活動を進めていることに伴って、障害者が離職して法定雇用率が達成できなくなるなどの影響を受ける民間企業が出た場合には、必要な支援策を検討するよう求める付帯決議も合わせて採択されました。

《家族相談室より》 医師法/医療法の情報



年金相談の際、相談者から下記のような苦情が良く聞かれます。次の点は、私たち家族も理解した上で対処するようにしましょう。

Q. 障害者手帳や障害年金の診断書を快く書いてくれない

◎ 医師法では「正当な事由がない限り診断書を拒否できない」と明確に規定されています。

医師は、医師法第十九条二項（証明文書の交付義務）の法規定により、診察を行った医師は、診断書の交付の請求があった場合には、これを記載・発行する義務があります。

Q. 診断内容や治療方法などを医師が説明してくれない

◎ 医療法では、医師等の責務として、医療を提供するにあたり適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めることが規定されています。

「医師等からの説明がないとき」や「聞いたが分からないとき」は、遠慮なく説明を求めましょう。また、説明を聞いて疑問に思ったことや不安に感じたことは、その場で聴くようにしましょう。医師の説明を聞いたら、大事なことはメモを取るよう心がけていきましょう。

あとから疑問や不安に思うことが出てきた場合は、質問をメモ書きし、次回の診察時にそのメモを医師に渡して聞いてみるとよいでしょう。

Q. 「家族は患者ではない」「同席は認めない」など上から目線の言動に傷つき、頼み辛い

◎ 個人はいつも弱い立場に置かれています。仲間である家族相談室にご相談ください。

ケースによっては、「名古屋市の相談事業の委託を受けている名古屋市家族会連合会の相談員〇〇です」「患者ご家族のご相談を受けています」「家族・本人が上手く説明できないので、先生又はPSWにお会いさせていただけないでしょうか/同席させていただけないでしょうか」と丁重にお願いしています。今までに手帳や年金の診断書依頼について、多くの医師、PSWに面会させて頂いています。何れの主治医もPSWも患者家族に寄り添い、親切に対応していただけてきました。上から目線、高圧的、拒絶的対応に終始する場合は、所要の対応をするつもりでいます。（文責：事務局/家族相談員/堀場洋二）